

事業者の皆様へお知らせ

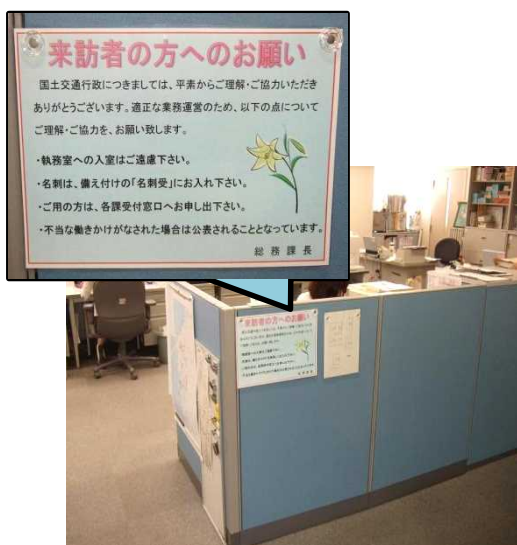
四国地方整備局では、
発注事務に係る綱紀保持に努めています。

事業者の皆様には、ご理解とご協力をお願いします。

【具体的な発注者綱紀保持の取組】

- 事業者等との応接方法(規程第5条)
原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応します。
- 事業者等からの働きかけの対応(規程第12条)
事業者等から不当な働きかけを受けたときは、記録・公表をします。
- 執務環境の整備(規程第13条)
秘密の漏洩の防止を図るため、執務室への自由な出入りを制限しています。

<執務環境の整備等の事例>



入室制限の掲示



応接スペースの設置



書庫等による執務室の区分

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局
高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎
TEL 087-851-8061
(担当：適正業務管理官)

※詳しくは、四国地方整備局ホームページ「コンプライアンスの取組」をご覧ください。

不当な働きかけは、記録・公表をします！

不当な働きかけとは

予定価格を
聞き出す行為

入札参加業者を
聞き出す行為

技術評価点を
聞き出す行為

非公開情報を
聞き出す行為

自社が提出した技術提案書
に対する評価が他社より低い
理由を伺いたい

それについては、非開示
となっております。教えること
ができません。
不当な働きかけは記録・
公表されますよ。



(1) 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為（第一号）

- 例① 特定の事業者等が入札へ参加できるよう、分割発注の実施や予定価格の引き下げを要求する行為
- 例② 特定の事業者等が入札へ参加できるよう、競争参加資格要件の設定を要求する行為

(2) 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為（第二号）

- 例① 特定の事業者等が受注できるよう、発注方法を随意契約にするよう要求する行為
- 例② 特定の事業者等が受注できるよう、他の事業者等が参加できない競争参加資格要件の設定を要求する行為

(3) 非公開又は公開前における予定価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格（これらを推測できる金額を含む。）に関する情報漏洩要求行為（第三号）

- 例① 非公開又は公開前の予定価格を教えるよう要求する行為
- 例② 非公開又は公開前の予定価格を推測できる金額を示唆する（又は、ほのめかす）よう要求する行為

(4) 入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為（第四号）

- 例① 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教えるよう要求する行為
- 例② 入札参加者数又はJVの組み合わせについて教えるよう要求する行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為（第五号）

- 例① 下請事業者の選定に関して、元請事業者に対する働きかけを要求する行為
- 例② 特定の事業者等の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為
- 例③ 検査、評定等において事業者等に有利な結果とするよう要求する行為
- 例④ 秘密とされている情報や資料を特定の事業者等に対して漏洩するよう要求する行為